

安城市市民活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市市民協働推進条例（平成24年安城市条例第31号。以下「条例」という。）第9条第3号に基づき、市民協働によるまちづくりの推進における財政的支援を実施するため、市民活動団体が行う事業に対して、予算の範囲内で交付する補助金に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる市民活動団体は、安城市民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成21年安城市条例第22号）第15条第1号に規定する安城市民活動センター登録団体（以下「登録団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、登録団体が市内（市長が特に認める場合は、この限りでない。）において主体的に企画実施する公益性を有する事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 市民提案型事業 登録団体が、自ら自由なテーマで提案した市民協働によるまちづくりの推進を図るために実施する事業
- (2) 行政提示型事業 登録団体が、市が設定したテーマ又は事業に対し企画提案し、市と協働して実施する事業
- (3) 協働提案型事業 複数の団体（登録団体、町内会、企業等（市を除く。以下「構成団体」といい、構成団体を代表する登録団体を「代表登録団体」という。））が、自ら自由なテーマで提案した市民協働によるまちづくりの推進を図るために協働して実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業としないものとする。

- (1) 政治、宗教及び営利を目的とするもの
- (2) 公の秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 調査又は研究のみを目的とするもの
- (4) 補助金の交付を受ける年度において、類似する補助金等の交付を受けようとするもの又は受けたもの

(5) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市民提案型事業 補助対象経費の額（補助対象経費の合計額から補助対象事業によって得られる収入額を控除した額（当該額が零を下回る場合は零とする。）をいう。以下同じ。）と無償労力提供額（無償で労力を提供した者（以下「ボランティアスタッフ」という。）の延べ提供時間数に1時間当たり500円を乗じて得た額。ただし、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。以下同じ。）を合算した額に4分の3を乗じて得た額（ただし、75,000円を上限とする。）

(2) 行政提示型事業 補助対象経費の額と無償労力提供額を合算した額に4分の3を乗じて得た額（ただし、150,000円を上限とする。）

(3) 協働提案型事業 補助対象経費の額と無償労力提供額を合算した額に4分の3を乗じて得た額（ただし、225,000円を上限とする。）

2 前項の規定により算定した補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付回数等)

第6条 一の登録団体が申請できる補助対象事業は、1年度につき1事業とする。

2 市長は、次の各号に掲げる事業のうち同一の事業に係る補助金については、それぞれ当該各号に定める回数を上限として交付を行うものとする。

(1) 同一の登録団体により実施される市民提案型事業 2回

(2) 同一の登録団体により実施される行政提示型事業 2回

(3) 協働提案型事業 2回

(公募及び交付申請)

第7条 市長は、補助対象事業を実施する登録団体等（市民提案型事業及び行政提示型事業を実施する登録団体並びに協働提案型事業を実施する代表登録団体をいう。以下同じ。）を公募するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする登録団体等は、市長が定める申込期間内に、安城市市民活動補助金申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出

しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) 安城市民活動センター登録団体証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条第2項の規定により申請があったときは、条例第10条第1項に規定する安城市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）に審査をさせるものとする。

2 市長は、前項の規定により推進会議から審査の結果を受け、補助金の交付を決定したときは、当該登録団体等にその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の決定をする場合において、市長は、補助事業の交付の目的を達成するため条件を付することができる。

（前渡し）

第9条 第8条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた登録団体等が、補助金の交付目的を達成するため、市長が特に必要と認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部（1,000円未満の端数は切捨て）を前渡しすることができる。

2 前項に規定する前渡しを受けようとする登録団体等は、前払請求書（様式第4）に請求に係る内訳書、見積書等を添付して市長に提出しなければならない。

（計画変更）

第10条 補助金の申請をした登録団体等が、補助金の交付決定を受けた後において、当該事業の計画を変更する場合（廃止し、又は中止する場合を含む。）は、直ちに市長に安城市市民活動補助金計画変更申請書（様式第5）及び変更後の収支予算書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により計画の変更申請があったときは、変更内容を審査検討し、前条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に著しく異なる変更があると認めるときは、同条の規定による決定を変更するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定の通知を受けた登録団体等は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い期日までに安城市市民活動補助事業実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、市長に

提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7）
- (2) 収入及び支出の内訳が分かる領収書等の書類
- (3) 無償労力提供額を補助金の額に加算した場合は、ボランティアスタッフの従事した状況が分かる書類
- (4) 事業の記録及び成果物の写真
- (5) 事業実施のために製作した広報啓発物
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の決定の通知を受けた登録団体等は、市長が指定する公開の場において事業の実績又は経過を報告するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付の決定の通知を受けた登録団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 規則第10条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) その他市長が取消しに相当する事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて、全部又は一部の返還を命じなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にされた申請に基づく補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にされた申請に基づく補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

	区分	経費の種類
補助対象経費	報償費	講師・専門家（構成団体の構成員又はボランティアである者を除く。）への謝礼
	旅費	交通費、講師・専門家の宿泊費（これらのうち、領収書が発行できないものを除く。）
	需用費	チラシ、パンフレット、報告書等の印刷製本費、消耗品費、事業で使用する食材費（会議や親睦のための飲食代を除く。）等
	役務費	通信運搬費、保険料（火災、地震等の保険料を除く。）、手数料等
	使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械器具の賃借料、通行料等
	備品購入費	補助対象事業に不可欠とされるもので購入価格が3万円を超え、耐用年数が2年以上の備品の購入費（パソコン、カメラ等の他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品の購入費を除く。）
	その他の経費	その他市長が必要と認める経費

備考 団体又は構成団体の運営に関する経費は、補助対象としない。